

令和6年度第1回滋賀県食の安全・安心審議会 開催概要

1 日時

令和6年10月11日(金)14時～16時まで

2 場所

大津合同庁舎 7-A会議室

3 出席委員

伊藤委員、伊東委員、大崎委員、工藤委員(会長)、佐々木委員、澤田委員、須田委員、田村委員、田邊委員、廣瀬委員、八木委員、山田委員、渡辺委員

4 欠席委員

福田委員、三好委員

5 事務局

山田健康医療福祉部長、長宗生活衛生課長、並河食の安全推進室長、東野参事、森岡室長補佐、小林副主幹、森本主査、槇主査、栗原副主幹

【関係各課】

県民活動生活課(吉岡主任主事)、健康しが推進課(井上主幹)、薬務課(竹内主任技師)、みらいの農業振興課(丸山参事、隈元主事)、水産課(草野主任技師)、畜産課(古川主任技師)

6 内容

《開会》

- 1 健康医療福祉部長あいさつ
- 2 委員紹介・会議の成立報告
- 3 会長選出(会長:工藤委員、会長代理:田邊委員)
- 4 議題
 - (1)(第3次)食の安全・安心推進計画(概要、令和6年度取組計画)
 - (2)(第2次)食の安全・安心推進計画(令和5年度取組実績)
 - (3)食の安全に関すること(紅麴関連)
 - (4)その他(意見交換等)

《閉会》

生活衛生課長あいさつ

7 議事

会長が議長となり議事に入りました。

(議長)

それでは、まず議題(1)に入る前に、(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画の概要について、簡単にご説明願います。

(事務局)

※資料3について説明

(議長)

それでは、議題(1)の(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画について、説明をお願いします。

(事務局)議題(1)の説明

※カラー冊子((第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画)について説明

(議長)

只今の説明について、質疑応答を行いたいと思います。事前に(第3次)食の安全・安心推進計画冊子について3問、資料5について5問、審議会委員から質問をいただいております。まず、そちらからお伺いし、その質問に事務局は回答をお願いします。

それでは、質問をお伺いしたいと思いますので、皆様、カラー刷りの冊子をご準備ください。委員から1つ目のご質問をお願いします。

(委員)

総合的な内容となります。先ほどから、資料の説明をお伺いしていたところですが、この冊子は色々な情報が満載で、コンパクトにまとまっており、大変見やすいです。逆に意外と思いましたのは、18ページにはQRコードが載っており、県の情報が見やすいのですが、他の施策も5年間の内で色々変わっていく中でQRコードがないことがもったいないと感じました。5年間のアップデートを適宜各項目からリンクすることで本冊子にまとめられた情報がリアルタイムに最新の情報を確認することができると考えますので、ぜひ次回分の発行時にご検討いただければと思いました。

(事務局)

県ホームページにも「食の安全情報」で審議会の情報等を掲載しております。このカラー冊子にQRコードを掲載することはできないのですが、県ホームページで情報提供しているところから、一般の方が分かりやすいように審議会等の内容をショートカットでアクセスできるように検討していきたいと思っております。

(委員)

最近は色々なものがQRコードになっておりますので、ぜひ、お願いします。

それでは、2つ目ですが、7ページの「おいしが うれしが」の全体像のサイトがあればそのQRコードを販売店さんの協力をいただいて掲示することで、消費者がこういう取組なのかということも見られて納得してから買う、というような情報提供のかたちを検討されてはどうかと思います。今、情報発信に取り組まれているようなのでご参考になればと考えます。

(事務局)

「おいしが うれしが」キャンペーンに参加されている事業者は、県産の農産物の魅力を発信するということを目的としておりますし、そういった方にも食の安全に関する情報にもつながっているものだということを周知しながら、関係各課と連携のもとでそういった実施ができるか検討していきたいと思います。

(委員)

滋賀県は風光明媚なところなので、道の駅など農産物を売っているところにも県外の方が来られることもあり、その方々を通じての情報発信につながると思います。

3つ目ですが、19ページになります。不適切な表示の摘発ということで、おそらく食品衛生監視員が、色々な活動をされていると思いますが、今は多くの人がスマートフォンのカメラで撮ってすぐに発信できる状態ですので、ボランティアを募って、必要な表示を説明し、普段様々なものを購入される際に、「このようなことが気になります」ということを連絡できて、それを踏まえて必要であれば県の方が現地確認していただくような形としていけば、ご担当の方の負担も減り発見もしやすくなり、また、滋賀県がそういうことに熱心に取り組んでいるとなると、今まであまり関心のなかった事業者の方も食の安全性について勉強してみようかと変化してゆくのではないかと考えます。

(事務局)

不適正な食品表示の通報は、県庁、各市町の消費生活相談窓口、各保健所、および滋賀県ホームページの食品表示110番で受け付けており、県民の方が広く情報提供できる仕組みを整備しております。

食品表示に関する苦情・相談を受け付けた際は、当該食品表示の所管課に情報回付するか、または担当窓口を案内しております。

疑義が生じた場合で確認や監視指導が必要な場合は、景品表示法については、警察OBの不正商取引専門検査員または県民活動生活課等の職員が、食品表示法に基づく衛生事項・保健事項であれば食品衛生監視員が、食品表示法に基づく品質事項については、みらいの農業振興課の表示担当職員が、薬機法については保健所等の薬事監視員が、確認・指導・助言などをする体制をとっており、県民の方から広く情報提供いただける仕組みは設置をさせていただいております。

(委員)

実際にそういう受付をされる役所の担当の方々は、受け付けて回答するという対応を既に

なされているということと理解しました。一方、私がここで言っているのは、ボランティアとして活動するための内容の説明を受ける講習会があれば、興味を持って参加してくださる方がたくさんいるということです。そのような方には、最終的に報告したことがどうなったということを知ることも大切ですが、自分がそのような形で貢献したということを喜びとして感じられると思いますし、そういう中で県に対する親近感もわいてくるとの理解です。より多くの人が参加できる形を考えていただければと思います。

(議長)

ご意見ありがとうございます。よりハードル低く県民の方がご意見を言える場がほしいというご意見としてお聞きしました。委員からのご質問は以上です。

次に資料5について、委員からご質問をお願いします。

(委員)

資料5の6ページについてです。第3次の計画の中で、特に基準値超過の残留農薬検査についてですが、検出された場合は県内の農産物の信頼が失われるということですが、普通に生産者なり販売していたスーパーなどの店舗について、どのような指導や助言をされているのかということについてお聞きしたいです。

(事務局)

残留農薬の基準値超過につきましては、県内産農産物に対する信頼を著しく損なうものと考えております。県では農薬使用者につきましては、農薬の適正な使用について研修会やチラシを用いて指導・啓発しているところでございまして、今後も引き続き徹底してまいります。

(委員)

当然やっていただきたいと思います。

また、抜き打ちの検査をどこで実施しているのかと、上半期の結果について教えていただけますでしょうか。

(事務局)

直売所等の野菜果物を販売しているところで抜き打ちの検査を行っております。8月1日時点でのご報告になりますが、30検体の検査を実施し、その結果、基準値を超過している検体はありませんでした。

(委員)

問題がない場合はそういうところもアピールしていただきたいです。県民の方のための安心安全のための会議であるため、そういうところも伝えていただかないと買い物にも行けないと思います。そういうことを伝えることが県民の方の安心につながると思います。

また、検出時には速やかに回収等をされるよう体制づくりを強化してほしいと思います。

(事務局)

承知しました。

補足ですが、基準値以内でも農薬が検出された場合は、農薬の不適正使用があったかもしれないので、関係機関に情報共有して指導に役立てているところです。

(委員)

上半期の進捗状況について、報告をしていただきたいです。その方が、委員の皆様も考えやすいと思います。これからどういう事業をしていくかが具体的に分かりやすいと思います。

(事務局)

令和6年度の取組実績は、年度末に実績の取りまとめを行っておりますので来年度の報告になるものがほとんどですが、現時点でわかる範囲で報告いたします。

※進捗状況について説明。

(委員)

このような形で上半期の報告もお願いしたいです。冊子19ページの表示の監視において、加工食品で原料である食品の産地で外国産が国産として販売されることが多いにあります。その表示を検査されていますか。

(事務局)

国産を外国産と偽って販売されることについてですが、地方厚生局が農林水産消費安全技術センター(FAMIC)で産地についての検査を実施するという取り組みをしておりますので、連携して対応していきます。

(事務局)

食品安全監視センターで輸入農産物の残留農薬の検査を実施しホームページに掲載しております。カラー刷りの冊子に貼付しているQRコードを読みとって確認していただければと思います。

(委員)

特に加工食品において国産か外国産か判別できないので、その点を強化していただきたいです。3つ目は時間の制約もあるためこの場での発言は割愛します。県の指導への意見として受け止めていただきたいです。

(委員)

「安全」という面では、行政の方で検査していただいて「安全」はしっかりやっていただいていると思いますが、「安全」とともに「安心」というものをしっかり伝えていくことが大事だと思います。リスクコミュニケーションというものが大事で、審議会においても「安心」というものをどのように伝えていくのかということが大事だと思っています。

県民の皆さんが自分たちも参画しているんだというふうに伝わっていくことがよいのではな

いかと考えます。

そういう観点で質問です。冊子の20ページの食育の推進で食品衛生推進員や食育推進活動者については、どういう方になっておられて、何人くらいが今現在、県内におられるのかを教えてください。

また、専門的な知識は持っていないが自主的にやっていこうと思っておられる方を具体的にどのように育成していくのかを教えてください。

それと、食育の中で、特に食肉については命をいただくということにつながっていくので、そのことをしっかり子供たちに伝えていただいて、将来大きくなられたときにでも、生産者に思いを至らせることのできる食育を進めていっていただけたらという要望になります。

(事務局)

手洗い教室等にご協力いただいている食品衛生推進員の方について、説明させていただきます。食品衛生推進員の方につきましては、会員が食品事業者で構成される滋賀県食品衛生協会から推薦いただいた方に委嘱しており、食品衛生推進員は、食品衛生について、知識があり地域の食品関連施設の食品衛生の水準向上のために尽力いただいております。

大津市を含めて約500名の方が活動されており、このうち、手洗い教室にご協力いただいた方は67名になります。

(委員)

滋賀県食品衛生協会の副会長をしております。この手洗い教室ですが、各地域で青年部がございまして、青年部の活動になりますが、最近、青年部の数が減ってきておりますが協力しながらしておりまして、実績としまして、今年の9月末で長浜が2か所、八日市が2か所、八幡で1か所、高島で1か所という状況になっております。また、これから年末に向けて大津で10か所くらいやと思います。

結構活動的に行っておりますので、紙芝居等を駆使しながら「ばい菌がいるんだよ」、「手を洗ってきれいになるんだよ」ということを教えています。

保育所や幼稚園などでも先生方がしっかり率先してやってくださいます。ブラックライトを当てるとばい菌の代わりに付けた薬剤が光るようになっておりまして、それが落ちないと泣けてくる子もいて一生懸命に取り組んでくれています。

今、マイコプラズマとかも色んなものが流行っているとメディアでも取り上げていますのでそういうことも踏まえてこれからもやっていきたいと思っています。

(事務局)

食育推進活動者について、どのような方が役割を担っているのかということにつきましては、冊子の用語説明にありますように、栄養教諭、保育士、教育関係者などの食育指導者および食品関係事業者、委員もして下さっていた健康推進員、市町の方で登録等把握しております食育ボランティアなどの食育の活動を行う人であり、その総合と考えております。

現在、何人くらいが活動しているのかということですが、教諭や保育士という方を除いて、健康推進員という県内19市町で活動されている方は、令和6年現在は2,420名になっております。この方々については、市町が行う養成講座というものを受けていただき、市町長か

ら委嘱していただいて活動していただいております。

食育ボランティアにつきましては、農林水産省から全国各都道府県に食育ボランティアが何名いるのかという調査がございまして、直近令和5年3月末現在の人数になりますが 3,639 人と報告しております。市町によってボランティアで登録されている方、グループは様々であり、最近では、子ども食堂を運営されている方もこちらに入っております。

続いて、具体的な育成方法ですが、健康しが推進課が研修を行っております。以前は集合形式の研修を行っていましたが、新型コロナの影響もありオンラインと会場の併用で実施している状況で、年に 1 回開催しております。食育の関係者については、健康に関することだけではなく、農業や教育などいろんな分野があり、テーマをそれぞれの年によって偏らないように心がけて実施をしているところです。ただ、委員がおっしゃっていたようにお肉についての内容がこれまで含まれておらず、滋賀県の農産物や食文化についての話題が盛り込まれている状況です。

命をいただくということや感謝の気持ち、自然の恵みということについて、先日行いました県の食育の協議会の中でも大事にしていけないといけないところだという意見をいただいておりますので、今後、そのような食育、研修の中に入れていけたらと思います。

(委員)

2つめの質問ですが、資料5の環境こだわり農業の推進のところです。オーガニックの栽培の方法であったりとか環境こだわり農業の栽培方法がいかに環境に優しいのか、食の安全につながっているのかをしっかりと情報発信していくことが大事だと思います。

環境こだわり農産物の専用コーナーを設置する店舗数を数値目標にされ、「きらみずき」を全面的にだしておられますが、現在の作付け面積192ha が多いのか少ないのかがよくわからないので、滋賀県の水稻面積にかかる割合がどれくらいになるのか教えてください。

また、そういう栽培方法をしているから安心なのですよということを県民の皆様をしっかり伝えていく、そのためにこういう専門コーナーを作っていることはよいことだと思いますが、お米以外の環境こだわり農業をされている農産物がたくさんあると思いますので、県の冊子やお店の中に色々な野菜の名前が出てくると、色々なものが環境こだわり農業で作っていることが県民の皆様には伝わると思うので、情報発信していただきたいと思います。

(事務局)

「きらみずき」の作付け面積につきましては、令和 5 年度の実績値としまして55ha、水稻作付け面積に対する割合が0.2%となっております。

また、店舗数を目標としておりますが、生産量を増やすためにも生産された農産物を評価いただくことが必要だと考えるためこのような設定をしている背景がございします。

また、ご指摘のとおり環境に配慮した栽培方法につきまして情報発信をしていく場を増やしたいという思いも含めまして、専用コーナーの店舗数を目標として設定しております。

「きらみずき」以外の野菜など他の製品の品目の生産状況という点につきましては、(第 3 次)計画の冊子の 21 ページの参考資料の棒グラフの項目名にて大豆、野菜、果樹、茶という表現で記載しております。

(議長)

まだ、議題がありますので、質問は後ほどにさせていただき、次の議題に進めさせていただきます。

(事務局)議題(2)の説明

※資料6、7について説明

(議長)

只今の説明について、質疑応答を行いたいと思います。事前に委員から3問質問をいただいておりますので、まず、そちらからお伺いしたいと思います。

それでは、委員から質問をお願いします。

(委員)

1点目ですが、大規模な健康被害を想定した模擬訓練を実施しておられるとのことですが、「大規模な」とは具体的にどういうことでしょうか。また、参加された人数なども教えていただきたいです。

それから、実際に事件が起こった場合に命にかかわりますので、迅速で適切な対応をしないといけないということで、訓練を行って新たな課題が見つかったとか、気づきがあったとか、改善点があったとかあれば教えてください。

(事務局)

令和5年度は、県内の学校給食センターの責任者などを対象とした訓練を実施しており、各施設の場長または栄養士等、計27名に参加いただきました。この訓練では、「給食が配送された学校において、複数の体調不良者が発生した」という事案を参加者に模擬体験していただくことで、給食センターが行うべき初動対応や再発防止策等を確認していただきました。

昨年度の参加者からは、「施設の責任者として危機管理マニュアルを見直す良い機会となった。」等の声をいただいた一方で、「マニュアルは整備されているものの、現場の調理従事者等に対して、十分に周知しきれていないことが課題である。」とご意見をいただきましたので、本年度は現場の調理従事者等を対象とした訓練を実施し、計203名に参加いただきました。

この訓練は、(第3次)食の安全・安心推進計画においても、引き続き実施することとしております。今後も、多人数への食事提供施設を対象に、各事業者が抱える課題等を抽出しながら、計画的かつ効果的に実施してまいりたいと考えております。

(事務局)

なお、「大規模」についてですが、通常は1つのお店で食中毒が起こることが多いのですが、学校給食等で「広域で同時多発的に100人以上」が発生した場合等を想定して如何に対応するかを訓練しております。

(委員)

改善点等を改善しながら取り組んでいただいたとのことで引き続きよろしくお願ひしたい
と思います。

2 点目ですが、生鮮魚介類の販売店への監視件数については、実績が2021年以降目標
の半分前後となっていますが、その理由は本当に新型コロナの影響ということだけでよろし
かったでしょうか。

(事務局)

私は、令和2年度から令和5年度まで保健所で食品衛生監視員として勤務しておりました
ので、当時の状況を踏まえて説明させていただきます。

令和 3 年度以降になぜ生鮮魚介類販売店の監視件数が半減したのかについてですが、令
和3年6月 1 日に改正食品衛生法が施行され、HACCP、新施設基準の指導、助言、新許可
制度の説明等を監視時に行う必要があり、1件あたりの監視時間がこれまでよりも長時間費
やすことが多くなり、また、新型コロナウイルス感染症の対応業務が増大したことが減少の要
因になります。

令和5年度につきましても、当初は 5 月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上 5 類に
なったことから、目標どおり監視できるものと考えておりましたが、感染症対策の経過措置が
あり、コロナ禍前の状態に一気に戻すことに時間を費やし、また、一件あたりの監視指導時間
が衛生管理計画の作成指導に必要となり増加したことから、結果として、180 件という結果と
なりました。

昨年度、本県においては、アニサキスを原因とした食中毒の発生はありませんでしたが、全
国的には発生件数が増加傾向であることから、本年度以降も「滋賀県食品衛生監視指導計
画」に基づき、夏期や年末の一斉監視などの機会をとらえて、引き続き、監視指導や周知を
行うことで、対策を徹底してまいりたいと考えております。

(委員)

意見となりますが、数値の変動がある場合など、その理由を明確に資料に記載していただ
いた方が分かりやすいと思います。

3点目の質問となりますが、環境こだわり農業の取組についてです。化学合成農薬の令和
5 年度出荷量が平成12年度比60%に削減されていますが、数値自体は目標数値になって
おりませんが、平成 12 年度に比べますと米の生産量が減っていたりしますと当然、化学合
成農薬の使用量が減るので、出荷量も減るということになりますし、環境こだわりとして農薬
を少なくしているということであれば、単位面積当たりでの使用量、単位面積あたりに換算し
た出荷量で示して削減していることを示すことが正しいのではないかと考えますがいかが
でしょうか。

(事務局)

作付け単位面積あたりでの削減割合は、農作物全体の作付け増減もございますので算出
は行っておりません。耕地の大半を占める水田において、水稻以外の麦類、大豆等も含
めまして、作付け延べ面積の年度ごとの増減状況等を見ておりますと、農薬の使用量として

は減っているものと考えております。

(委員)

「減っている」ということが分かるような示し方に工夫していただきたいと思います。

(事務局)議題(3)の説明

※資料8について説明

(議長)

国の法律に加えて、滋賀県独自の措置を取っていかれるということですが、只今の説明についてご質問はありますでしょうか。

これまでの議題の説明についてもご質問がございましたら、お伺いしたいと思います。

(委員)

これは知事に報告義務があるのは、当然、事業者ということでよろしかったでしょうか。

(事務局)

ご認識のとおりでございまして、義務がかかってくるのは食品の事業者でございます。

(委員)

こういう事例というのは、どこかでポンッと火がついて全国に影響が及ぶのですが、県が情報を取ろうと思ってもなかなか取れない、国からの情報を一方的に受け取るか、国に聞くしかないという状況だと思いますし、一方で県民からはどんどん問い合わせがあると思います。その辺、苦勞された点やもっとこうだったら情報がもっと集まったと思われる点などあればお伺いしたいと思います。

(事務局)

おっしゃったとおりでして、当該製薬会社を所管しているのが大阪市ということもあり、調査については、大阪市と厚生労働省または、国立の検査機関が主になって行っていたということもありまして、他の自治体になかなか情報がタイムリーに入ってきていないというところが大変苦勞した点でございます。

このような広域事案の原因究明につきましては、各自治体への情報共有ですとか国との連携が求められているところだと思いますが、今回の事案を受けた法令改正によって国への報告制度が一定なされたということで、機能性表示食品や特定保健用食品に限られたことにはなりますが、そういった情報集約の仕組みにより、今後は各自治体がスムーズに連携していけるのではないかと考えております。

(議長)

ありがとうございます。本来でしたら、皆様からもう少しご意見・ご質問をお受けしたいところですが、時間の都合で、もし、何かありましたら後ほどでも事務局にお伝えいただければ

と思います。

(事務局)

本日は、時間の関係もあり、「別冊」に綴じております資料についての詳細な説明は省略させていただきました。これらの資料の内容について、お帰りになってからご覧いただき、ご質問等ございましたら、食の安全推進室までお願いいたします。その他の連絡事項はありません。

(議長)

それでは、時間もまいりましたので、これを持ちまして終了とさせていただきます。

熱心なご意見等ありがとうございました。また、どうぞよろしくお願いいたします。

何かありましたら、事務局までお願いいたします。